

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

／コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社および連結子会社（以下「クリタグループ」といい、当社単体の場合は「当社」といいます）は、「水」を究め、自然と人間が調和した豊かな環境を創造する」という企業理念のもと、水と環境の分野における事業活動を通じて広く社会に貢献することを目指しています。顧客、取引先、従業員、株主、地域社会といったさまざまなステークホルダーの権利や立場を尊重しその期待に応えながら、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図っていきます。このために、クリタグループは透明・公正かつ迅速・果断な意思決定ならびに実効性の高い経営の監督の実現を目的として、コーポレートガバナンスの確立に努めていきます。

<基本方針>

(1) 株主の権利・平等性の確保

クリタグループは、株主が株主総会議決権等の権利を適切に行使することができる環境の整備に努めるとともに、少数株主や外国人株主を含む株主の権利の実質的な平等性を確保するために、株主の権利行使に必要な情報を適時、適確に提供します。

(2) 株主以外のステークホルダーとの適切な協働

クリタグループは、法令遵守および社会倫理に基づいた行動を全ての企業活動の前提とし、サステナビリティをめぐる課題に適切に対応しながら、取締役会のリーダーシップのもとで顧客、取引先、従業員、地域社会等のステークホルダーとの適切な協働に努めます。

(3) 適切な情報開示と透明性の確保

クリタグループは、監査役会、監査役、および会計監査人が監査を適正に行うことができる環境を整備します。また、会社法および金融商品取引法等の情報開示に係る関係法令ならびに東京証券取引所の定める適時開示規則に従って情報開示を行うほか、株主・投資家のクリタグループに対する理解促進に有効と思われる財政状態および経営成績等の財務情報ならびに、リスク、ガバナンスおよび社会・環境問題に関する事項を含む経営戦略および資本効率に関する方針等の情報について積極的かつ公平に開示します。

(4) 取締役会および監査役会等の責務

取締役会は、株主に対する受託者責任および説明責任を果たし、企業価値の向上、収益力・資本効率等の改善を図るために、企業戦略の方向付け、重要な業務執行の決定、経営全般に対する監督、適切なリスクテイクを支える内部統制およびリスク管理等の強化を行います。監査役および監査役会は、株主に対する受託者責任を果たし、独立した客観的な立場から適切な監査を行い意見を表明します。

(5) 株主・投資家との対話

クリタグループは、株主を尊重した経営を志向し、株主・投資家に対し適時・適切に情報提供するとともに株主・投資家との建設的な対話に努めます。

なお、当社の「コーポレートガバナンスに関する方針」を当社ホームページに掲載しています。

http://ir.kurita.co.jp/corporate_governance/governance_policies/index.html

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードのすべての原則を実施します。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1－4. 上場株式の政策保有および議決権行使に関する方針】

1) 上場株式の政策保有に関する方針

当社は、取引関係の強化等の目的のため政策保有株式として上場株式を保有することがあります。また、保有にあたっては、政策保有株式の中長期的な経済合理性や保有先との関係性を検証することにより保有リスクの最小化に努めています。個別の政策保有株式に対しては、資本コストに基づく期待収益と保有先との取引実績を精査することで、取締役会において定期的または適時に保有の適否を見直し、その結果に基づき政策保有株式の縮減を図ります。

2) 政策保有株式の議決権行使の方針

当社は、政策保有株式の議決権の行使にあたっては、保有先の中長期的な企業価値向上および当社の株主価値増大に資するかどうかを総合的に勘案し、議案ごとに賛否の判断を行い行使します。

3) 政策保有株主(注1)による当社株式の売却等の意向に対する対応方針

当社は、政策保有株主から当社株式の売却等の意向が示された場合には、その売却等を妨げません。

4) 政策保有株主との取引方針

当社は、政策保有株主との間で、当社や株主共同の利益を害するような取引を行いません。

注1「政策保有株主」とは、当社の株式を政策保有株式として、保有している株主をいいます。

【原則1－7. 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者(注2)と重要な取引(注3)を行う場合、そうした取引がクリタグループや株主共同の利益を害することのないよう、あらかじめ取締役会において審議し決定します。その付議基準等の細目は取締役会規則において定め、基準について開示するものとします。

注2「関連当事者」とは、次にあげる者をいいます。

1 子会社 2 関連会社 3 当社の議決権の10%以上を保有している株主およびその近親者 4 当社の役員およびその近親者 5 重要な子会社の役員およびその近親者 6 3から5に掲げる者が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社およびその子会社 7 従業員のための企業年金(企業年金と会社との間で掛金の拠出以外の重要な取引を行う場合に限る。) 8 その他「関連当事者の開示に関する会計基準」第5項(3)に定める者

注3「重要な取引」とは、次にあげるものをいいます。

1 連結損益計算書の売上高または売上原価と販売費および一般管理費の合計額の10%を超える取引 2 連結損益計算書の営業外収益または営業外費用の10%を超える損益に係る取引 3 連結損益計算書の特別利益または特別損失の100万円を超える取引 4 連結貸借対照表の総資産の1%を超える取引 5 資金貸借取引、有形固定資産や有価証券の購入・売却取引等について、それぞれの残高、取引の発生総額、または、期中の平均残高が連結貸借対照表の総資産の1%を超える取引 6 事業の譲受または譲渡の場合には、対象となる資産または負債の総額のいずれか大きい額が、連結貸借対照表の総資産の1%を超える取引 7 関連当事者が個人である場合、連結損益計算書項目および連結貸借対照表項目等のいずれに係る取引についても、100万円を超える取引 8 その他「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」第13項から第18項および第20項に定める取引

[原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は本原則が想定する基金型・規約型確定給付企業年金および厚生年金基金を導入しておらず、本原則に該当しません。

※企業型確定拠出年金制度を導入しています。

[原則3-1. 情報開示の充実]

(1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画、(2)本コードのそれぞれの原則を踏まえた、コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針については、本報告書の「1. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方」をご参照ください。

(3) 取締役・監査役の報酬を決定するにあたっての方針、手続

1) 取締役・監査役の報酬の決定方針

取締役(社外取締役を除く)の報酬体系は、基本報酬としての固定報酬と業績結果を反映するインセンティブ報酬で構成します。監督機能を担う社外取締役および監査役の報酬体系は、固定報酬とします。固定報酬は、取締役においては役位別に、監査役においては勤務形態別に定めた額とし、その一部は取締役・監査役が株主と株価変動リスクを共有するために役員持株会に拠出し、当社株式の取得に充当します。インセンティブ報酬は、取締役(社外取締役を除く)に対する継続的な業績向上による企業価値向上へのインセンティブとなるよう、年度事業計画の達成度や各自の担当職務等に対する評価に応じて増減する短期インセンティブ報酬と、在任期間中の業績および役位に応じて退任時に株式が交付される長期インセンティブ報酬で構成します。

2) 取締役・監査役の報酬を決定するにあたっての手続

取締役会議長は、取締役・監査役の報酬体系・水準および取締役(社外取締役を除く)の業績評価について、あらかじめ指名・報酬諮問会議に諮問します。取締役会は、指名・報酬諮問会議の答申を踏まえ、株主総会で定めた総額の範囲内で取締役の報酬を決定します。各監査役の報酬は監査役の協議により配分を決定します。

(4) 取締役・監査役候補者の指名ならびに取締役社長をはじめ、役付取締役および代表取締役の交代に関する方針、手続

1) 取締役・監査役候補者の指名ならびに取締役社長をはじめ、役付取締役および代表取締役の交代に関する方針

取締役会は、当社「コーポレートガバナンスに関する方針」(9)項の「取締役会の規模、構成」に従い、取締役候補者を指名するとともに、クリタグループの持続的な成長等の観点を踏まえ、経営体制を少なくとも1回見直し、取締役社長をはじめ、役付取締役および代表取締役を決定します。また、監査役候補者については、監査役の人数が3名以上かつそのうちに財務・会計・法務に関する専門性を有する者が1名以上となるように指名します。

2) 取締役・監査役候補者の指名ならびに取締役社長をはじめ、役付取締役および代表取締役の交代に関する手続

取締役会議長は、取締役候補者、ならびに取締役社長候補者をはじめ、役付取締役候補者および代表取締役候補者ならびに監査役候補者について、取締役会に提案する際、あらかじめ指名・報酬諮問会議に諮問します。取締役会は、指名・報酬諮問会議の答申を踏まえ、推薦理由を明確にした上で取締役候補者推薦ならびに監査役候補者推薦の議案を審議のうえ取締役・監査役候補者を指名するとともに、取締役社長をはじめ、役付取締役および代表取締役を決定します。監査役候補者議案を取締役に付議する際には、あらかじめ監査役会の同意を得るものとします。

(5) 取締役・監査役候補者の選任理由

選任理由については、2016年より株主総会招集ご通知にて開示しています。

[補充原則4-1-1. 取締役会が判断・決定する範囲、経営陣幹部に対する委任の範囲]

取締役会は、取締役会規則に定める経営政策・方針に関する事項、経営計画の戦略・目標・重点施策、重要な投融資および事業譲渡等の重要な業務執行について決定します。また、重要なものを除く業務執行については、経営陣幹部で構成する経営会議体、または、決裁・審査規程に定める決裁権限を有する経営陣幹部が、事業計画の達成を目指し、迅速に業務執行を決定します。

[原則4-9. 独立社外取締役の役割、責務および独立性判断基準]

独立社外取締役は、企業理念、企業ビジョン、中期経営計画および単年度事業計画に照らして、クリタグループの経営活動の成果ならびに取締役および執行役員の業務執行の状況を評価し、クリタグループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上を図る、との観点から取締役会において意見を表明するものとします。

独立社外取締役は、取締役候補者の指名および取締役の報酬その他取締役会の重要な意思決定において、独立した立場および経営を監督する立場に立って取締役会で意見を表明するものとします。

独立社外取締役候補者選定における独立性の判断基準は、独立社外取締役候補者本人またはその近親者(注4)が次の各号に該当しないこととします。

- 現在および過去10年以内の、当社または当社の子会社の業務執行者
- 現在および過去1年以内に、当社を主要な取引先とする者(注5)またはその業務執行者
- 現在および過去1年以内の、当社の主要な取引先(注6)またはその業務執行者
- 現在および過去1年以内に、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注7)を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

- e. 現在の、当社の主要株主(注8)またはその業務執行者
- f. 現在、社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(ただし本人のみ)
- g. 現在、当社が寄付を行っている先の業務執行者(ただし本人のみ)

注4「近親者」とは、二親等以内の親族をいいます。

注5「当社を主要な取引先とする者」とは、当社との取引における売上高が当該取引先の連結売上高の2%以上を占めるものをいいます。

注6「当社の主要な取引先」とは、当該取引先との取引における売上高が当社の連結売上高の2%以上を占めるもの、または当該取引先からの借入金額が当社連結総資産の1%以上を占めるものをいいます。

注7「多額の金銭その他の財産」とは、役員報酬以外の年間1,000万円以上の金銭その他の財産のことをいいます。

注8「当社の主要株主」とは、当該株主の保有する議決権が当社議決権の10%以上を占めるものをいいます。

[補充原則4-11-1. 取締役会の規模、構成]

1) 人材構成

取締役会は、業務執行に対する実効性の高い監督機能を発揮するため、各事業分野、経営企画、財務・会計、法務、技術等の高い専門性を有し、ジェンダーおよび国際経験等も考慮した人員で構成することで取締役会全体で意思決定に必要な知識・経験・多様性を補完する体制とします。

2) 人員規模

取締役の人数は3名以上とし、そのうち2名以上を社外取締役で構成し、取締役会の独立性と客観性を確保します。

[補充原則4-11-2. 取締役および監査役の兼任制限]

常勤取締役および常勤監査役は、他の上場会社等の取締役または監査役を兼任しないものとします。非常勤の独立社外取締役および独立社外監査役は、当社を含めて3社を超える上場会社等の取締役または監査役を兼任しないものとします。なお、兼任状況は毎年開示します。

[補充原則4-11-3. 取締役会の評価に関する方針]

1) 目的・評価頻度

取締役会は、求められる役割や機能をより有効に発揮していくために、取締役会の実効性の分析・評価を毎年実施します。

2) 評価項目

取締役会の実効性の分析・評価は、取締役会の構成、取締役会に対する個々の取締役の貢献度合い等が把握できる適切な評価項目を定め、多面的な評価を実施します。

3) 評価結果の開示

取締役会の評価結果の概要、今後の課題、施策については、当社ホームページおよびアニュアルレポート等で毎年開示します。

http://ir.kurita.co.jp/corporate_governance/board_evaluation/index.html

[補充原則4-14-2. 取締役、監査役のトレーニングに関する方針]

1) 新任取締役および新任監査役へのオリエンテーション

新任取締役および新任監査役は、期待される役割と責務を果たすため、就任後速やかに所定のオリエンテーションに参加するものとします。

2) 取締役および監査役の自己研鑽

取締役および監査役は、会社の重要な統治機関の一翼を担う者として求められる役割を果たすために、自発的に必要な知識を習得し、継続的に研鑽を積むものとします。当社は、取締役・監査役に対し、外部セミナー等の情報を提供するとともに、その費用を別途定める範囲で負担します。

3) トレーニングの実施状況の確認

経営企画本部長は、取締役および監査役のトレーニングの実施状況を毎年取締役会に報告します。

[原則5-1. 株主・投資家との対話および適切な情報開示に関する方針]

1) 基本的な姿勢

クリタグループは、株主を尊重した経営を志向し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主・投資家の意見に積極的に耳を傾け、株主・投資家との建設的な対話を促進するための体制整備と取り組みを継続的に行っていきます。

2) 対話を促進するための体制

株主・投資家との建設的な対話を統括する責任者は経営企画本部長とします。経営企画本部長は、株主・投資家からの対話の要請に対して自ら対話に臨むとともに、取締役社長その他の経営陣等と株主・投資家との対話の機会を確保し、株主・投資家にとって有益な場をつくるよう努めます。

株主・投資家との対話を補佐する組織として、経営企画本部内にIR・SRの専任部署を設置し、IR・SR専任担当者を配置します。また、経営企画本部長は、社内の重要な情報を把握・集約し適切に管理するため、企画部、経理部およびCSR・IR部内の担当で構成されるIR・SR連絡会を設置し、定期的または必要に応じて情報を共有し、その管理にあたることも対話に必要な情報の提供を行います。

3) IR・SR活動充実の取り組み

経営企画本部長は、個別面談以外の対話の手段となるIR・SR活動を統括し、IR・SR専任担当者が各種説明会や情報発信の充実等を企画・実施し、株主・投資家との対話の充実を図ります。経営企画本部長は、毎年、取締役会においてIR・SR活動の実績と計画を報告するものとします。

4) 株主・投資家の意見の経営層へのフィードバック

経営企画本部長は、取締役会に対して、対話を通じて把握された株主・投資家の意見や懸念のフィードバックを定期的または必要に応じて行います。また、IR・SR専任担当者は、面談の議事録を面談実施後速やかに作成し、取締役、監査役および執行役員が常時閲覧できる環境を提供します。

5) インサイダー情報の管理

当社は、法が定める内部者取引の未然防止のため、「株式等の内部者取引の規制等に関する規則」を定めており、株主・投資家との対話においてもこの規則の遵守に努めます。また、当社では決算情報の漏えいを防ぎ公平を確保するため、原則として決算期日の翌日から決算発表までを沈黙期間として設定し、この期間中は業績に関する質問への回答やコメントを差し控えます。ただし、この沈黙期間中に業績が予想を大きく外れる見込みが出てきた場合は、情報開示の基準に従い適宜情報開示を行います。

6) 株主構造の把握

当社は、実質的な株主との対話を促進するため、少なくとも年2回、国内外ともに実質株主判明調査を実施し、株主構造の把握に努めます。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

[大株主の状況]

氏名又は名称	所有株式数 (株)	割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	8,957,169	7.70
日本生命保険相互会社	5,979,883	5.14
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	5,679,700	4.88
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	2,571,100	2.21
東京海上日動火災保険株式会社	2,155,826	1.85
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	2,109,500	1.81
株式会社三菱UFJ銀行	2,056,131	1.76
ピーエヌワイエムエスエーエヌバイ ノン トリーティー アカウント	1,960,800	1.68
バンク ジュリウス ベア アンド カンパニー リミテッド	1,784,568	1.50
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505025	1,614,680	1.38

支配株主 (親会社を除く) の有無	— — —
親会社の有無	なし

補足説明

- 上記大株主の状況は、2018年9月30日現在の状況を記載しています。
- 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) が所有する8,957,169株には当社株式327,369株 (取締役に対する業績連動型株式報酬信託分) が含まれています。
- 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから2018年5月21日付で関東財務局長に提出された大量保有報告書により2018年5月14日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けていますが、当社として2018年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。なお、大量保有報告書の内容は以下のとおりです。

氏名または名称:株式会社三菱UFJ銀行およびその共同保有者である3社
住所:東京都千代田区丸の内二丁目7番1号
所有株式数:5,927,125株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:5.10%

- ブラックロック・ジャパン株式会社およびその共同保有者である8社から2017年4月21日付で関東財務局長に提出された変更報告書により2017年4月14日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けていますが、当社として2018年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。なお、変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名または名称:ブラックロック・ジャパン株式会社およびその共同保有者である8社
住所:東京都千代田区丸の内一丁目8番3号
所有株式数:7,165,702株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:6.17%

- 三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者である2社から2018年6月6日付けで関東財務局長に提出された変更報告書により2018年5月31日現在で以下の株式を所有している旨の報告を受けていますが、当社として2018年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めていません。なお、変更報告書の内容は以下のとおりです。

氏名または名称:三井住友信託銀行株式会社およびその共同保有者である2社
住所:東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
所有株式数:7,265,900株
発行済株式総数に対する所有株式数の割合:6.25%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	機械

直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

// 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

[取締役関係]

定款上の取締役の員数	員数の上限を定めていない
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	12 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
森脇 亜人	他の会社の出身者								△			
杉山 涼子	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主 (当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先 (d、e及びfのいずれにも該当しないもの) の業務執行者 (本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者 (本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者 (本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
森脇 亜人	○	森脇亜人氏は、1996年6月に株式会社神戸製鋼所の取締役となり、その後同社およびグループ会社の代表取締役を歴任していましたが、2012年6月に退任しています。神戸製鋼グループは当社グループの取引先ですが、その取引額は当社の連結売上高の0.2%未満であり、主要な取引先には該当しません。	森脇亜人氏は、「もの作り」や「企業改革」への深い造詣を持つ人材であり、その知識および他社の代表取締役等を歴任した経験を活かして社外の観点から意見を述べ、当社の経営の合理性および透明性を高めることができる人材と判断しました。 また、神戸製鋼グループは当社グループの主要な取引先ではないことから、一般株主との利益相反が生じないと判断し、同氏を独立役員に指定しています。

杉山 涼子	○	杉山涼子氏は、2015年6月より株式会社UACJの社外取締役であり、UACJグループは当社グループの取引先ですが、その取引額は当社の連結売上高の0.1%未満であり、主要な取引先には該当しません。また、同氏が社外取締役を務めるレシップホールディングス株式会社のグループは当社グループの取引先ではありません。	杉山涼子氏は、環境・廃棄物に関する専門家であり、上場会社の社外取締役等を歴任しております。当社と異なる社外の視点から当社の経営をチェックでき、合理性および透明性を高めることができる人材と判断しました。また、UACJグループおよびレシップホールディングスグループは当社グループの主要な取引先ではないことから、一般株主との利益相反が生じないと判断し、同氏を独立役員に指定しています。
-------	---	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問会議	4	0	1	2	0	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬諮問会議	4	0	1	2	0	1	社外取締役

補足説明

2015年10月より指名・報酬諮問会議を設置しています。

<取締役・監査役候補者の指名ならびに取締役社長をはじめ、役付取締役および代表取締役の交代に関する手続>

取締役会議長は、取締役候補者、ならびに取締役社長候補者をはじめ、役付取締役候補者および代表取締役候補者ならびに監査役候補者について、取締役会に提案する際、あらかじめ指名・報酬諮問会議に諮問します。取締役会は、指名・報酬諮問会議の答申を踏まえ、推薦理由を明確にした上で取締役候補者推薦ならびに監査役候補者推薦の議案を審議のうえ取締役・監査役候補者を指名するとともに、取締役社長をはじめ、役付取締役および代表取締役を決定します。監査役候補者議案を取締役に付議する際には、あらかじめ監査役会の同意を得るものとします。

委員の構成は、取締役候補者、代表取締役候補者および役付取締役候補者の指名については、社外取締役2名、常勤社外監査役、社長の4名です。

<取締役・監査役の報酬を決定するにあたっての手続>

取締役会議長は、取締役・監査役の報酬体系・水準および取締役（社外取締役を除く）の業績評価について、あらかじめ指名・報酬諮問会議に諮問します。取締役会は、指名・報酬諮問会議の答申を踏まえ、株主総会で定めた総額の範囲内で取締役の報酬を決定します。各監査役の報酬は監査役の協議により配分を決定します。

委員の構成は、社外取締役2名、常勤社外監査役、社長の4名です。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	員数の上限を定めていない
監査役の数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人の独立性、職務遂行状況の確認を行うとともに、定期的かつ必要に応じて会計監査人と会計監査について協議、意見交換を行っています。さらに、監査役は当社の内部監査を担当する監査室の監査計画について協議するとともに、監査結果および財務報告に係る内部統制の評価やリスク管理等の評価についても、意見交換を実施しています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
小林 賢次郎	他の会社の出身者													
鳥飼 重和	弁護士													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
小林 賢次郎	○	----	小林賢次郎氏は、当社グループの事業と異なる分野で活躍してきた人材であり、財務、経営企画、新事業開発、M & A等の高い専門性と豊富な国際経験を有しています。同氏の専門性、経験を当社の監査に反映させるため、社外監査役として適任であると考えています。同氏の過去の職務経歴も含め、同氏と当社との間に特別な利害関係はありません。よって、同氏は、一般株主との利益相反が生じないと判断し、独立役員に指定しています。
鳥飼 重和	○	----	鳥飼重和氏は、弁護士としての専門的知見および企業法務に関する豊富な経験と高い見識を有しています。同氏の専門性、経験および見識を当社の監査に反映させるため、社外監査役として適任であると考えています。同氏は、弁護士ですが、当社との間に特別な利害関係はありません。よって、同氏は、一般株主との利益相反が生じないと判断し、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4名
---------	----

その他独立役員に関する事項

当社のすべての社外役員は、独立役員の資格を充たしているため、すべて独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明

当該説明につきましては、下記の「報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」をご参照ください。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

取締役報酬関係

(個別の取締役報酬の) 開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

取締役および監査役の報酬等の額〔第82期(2017年4月1日～2018年3月31日)に係る報酬〕

取締役 12名(社外取締役3名を含む) 540百万円

監査役 4名(社外監査役3名を含む) 81百万円

社外役員 6名 75百万円

役員ごとの連結報酬等の総額(有価証券報告書の開示方法に準じる)

門田 道也 取締役 172百万円(基本報酬64百万円、短期インセンティブ48百万円、長期インセンティブ59百万円)

飯岡 光一 取締役 102百万円(基本報酬46百万円、短期インセンティブ31百万円、長期インセンティブ24百万円)

(注) 役員ごとの連結報酬等の総額が1億円以上である者に限定して記載しております。また、第82期より短期インセンティブ報酬および長期インセンティブ報酬として給付する予定額を同期末に引当金繰入額として計上しております。上記の取締役2名の連結報酬等の総額には、第81期(2016年4月1日～2017年3月31日)および第82期に係る短期インセンティブ報酬及び長期インセンティブ報酬の引当金繰入額を含んでおります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1) 取締役・監査役の報酬の決定方針

取締役(社外取締役を除く)の報酬体系は、基本報酬としての固定報酬と業績結果を反映するインセンティブ報酬で構成します。監督機能を担う社外取締役および監査役の報酬体系は、固定報酬制とします。固定報酬は、取締役においては役位別に、監査役においては勤務形態別に定めた額とし、その一部は、取締役・監査役が株主と株価変動リスクを共有するために役員持株会に拠出し、当社株式の取得に充当します。インセンティブ報酬は、取締役(社外取締役を除く)に対する継続的な業績向上による企業価値向上へのインセンティブとなるよう、年度事業計画の達成度や各自の担当職務等に対する評価に応じて増減する短期インセンティブ報酬と、在任期間中の業績および役位に応じて退任時に株式が交付される長期インセンティブ報酬で構成します。

2) 取締役・監査役の報酬を決定するに当たっての手続

取締役社長は、取締役・監査役の報酬体系・水準および取締役(社外取締役を除く)の業績評価について取締役会に提案する際、あらかじめ指名・報酬諮問会議に諮問します。取締役会は、指名・報酬諮問会議の答申を踏まえ、株主総会で定めた総額の範囲内で取締役の報酬を決定します。各監査役の報酬は監査役会決議により配分を決定します。

社外取締役(社外監査役)のサポート体制

取締役会の開催の案内、資料の配布および議題に関する事前説明については、取締役会事務局である経営企画本部企画部が実施しています。

代表取締役社長等を退任した者の状況

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
中井 稔之	相談役	・取締役からの要請に応じて経験および知見に基づき助言を行う ・社会貢献活動に従事する	常勤・報酬有	2016/3/31	2019/6末まで

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1名

その他の事項

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 (現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、取締役12名 (うち社外取締役2名) で構成され、当社グループの持続的な成長に資する戦略的な方向付けと業務執行に関する重要な意思決定を行うとともに、取締役の職務執行および経営全般に対する監督機能を発揮しております。

取締役会の意思決定を補完する仕組みとして、決裁・審査規程に基づく決裁申請制度を設定し、運用しております。

また、経営に係わる重要事項を審議し、取締役会の意思決定を支援するため、代表取締役社長、常務以上の取締役、経営企画本部長および代表取締役社長が指名する取締役・執行役員で構成する経営会議を設置しております。さらに、業務執行力の強化を目的として2005年6月から執行役員制度を導入し、執行役員11名を選任しております。

当社グループの投資・融資に関する審査の充実と強化を図るため、取締役会または経営会議に付議する投資・融資案件に関する審査を実施する投資委員会を設置しております。投資委員会は審査結果や主要論点を取締役・監査役に報告しています。

当社は監査役制度を採用しております。監査役会は、監査役3名 (うち社外監査役2名) で構成され、各監査役は監査役会で定めた監査方針や業務分担に基づき監査役監査を実施するとともに、取締役の職務執行を監査しております。加えて、代表取締役社長の直轄組織として監査室を設置し、内部監査の充実を図っております。法令の定めに基づく会計監査法人として太陽有限責任監査法人を選任し、会計監査の実施および充実を図っております。

当社は、2013年6月27日開催の定時株主総会で定款を変更し、社外取締役および社外監査役の責任限定契約に関する規定を設けております。当該規程に基づき、非常勤社外取締役 森脇亜人、杉山涼子および非常勤社外監査役 鳥飼重和の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づく定款の定めにより、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、同法第425条第1項に規定する額としております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は上記のような体制により、業務執行および経営の監督の徹底が図れるものと考えております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	1999年から定時株主総会の約3週間前に発送しています。また、2016年より招集通知の発送前インターネット開示を実施しております。
電磁的方法による議決権の行使	2006年の株主総会から採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	2006年の株主総会から、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	2013年の株主総会から英文の招集通知を作成しています。
その他	株主説明会(旧名称:株主懇談会)を2005年の株主総会から開催しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社HPにてクリタグループ情報開示方針を公表しています。 http://ir.kurita.co.jp/corporate_governance/organization/index.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	年1回以上実施	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回の決算説明会を実施しています。代表取締役社長が説明し、質疑に対応しています。また、年2回の決算電話会議を実施しています。経営企画本部CSR・IR部長が説明し、質疑に対応しています。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上の海外ロードショーを主に代表取締役社長が説明者となって実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算説明資料および質疑応答要旨を和文・英文にて掲載しているほか、決算説明プレゼンテーション音声(日本語のみ)を約3ヶ月間配信しています。また、アニュアル・レポート、ファクトブック、株主通信などを掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画本部CSR・IR部IR・SR課を設置しています。	
その他	投資家ミーティングは、年間を通じて、IR担当役員である経営企画本部長やIR担当者が実施しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	クリタグループは、「クリタグループ行動準則」のなかで、株主・投資家・お客様・取引先・従業員・地域社会とのかかわりにおいて全ての役員・従業員が遵守すべき基本的な行動を定め、ステークホルダーとの関係の尊重を明示しています。

環境保全活動、CSR活動等の実施	クリタグループでは、CSRを「クリタグループの社会への影響に対する責任」と定義し、法令の遵守を前提として、次の2つをCSRに取り組む目的と定め、企業活動、経営戦略における中核として位置付けています。 1. クリタグループと社会の共通価値を創造し最大化する 2. クリタグループの潜在的悪影響を特定し、防止・軽減する 具体的には、CSRにおける次の7つのマテリアリティ毎に2030年におけるあるべき姿・取り組み姿勢を設定し、「水と環境の問題にソリューションを提供し、未来への責任を果たす」ことを目指した「CSRに関する方針」を定めました。 1. 安全性の高いサービス・製品を提供する 2. 公正に事業を行う 3. 人権を尊重する 4. 水資源の問題を解決する 5. 持続可能なエネルギー利用を実現する 6. 廃棄物を削減する 7. 産業の生産技術を進歩させる コンプライアンス活動および環境改善活動を含むCSR活動にグループで一体的に取り組むため、全社横断の組織としてE & S (Environmental & Social) 委員会を設置しています。個別の活動を統合して推進する責任者は当社の取締役であるE&S委員会委員長とし、個別の活動にはそれぞれ当社の取締役である管理責任者を置いています。各責任者が中心となり、活動毎にグループ統一の中期目標と事業年度毎の活動計画を策定し、活動目標に対する管理を行うとともに、当社の取締役会において活動計画の決定および活動実績の評価を行っています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	会社法および金融商品取引法等の情報開示に係る関係法令ならびに東京証券取引所の定める適時開示規則に従って情報開示を行うほか、株主・投資家のクリタグループに対する理解促進に有効と思われる財政状態および経営成績等の財務情報ならびに、リスク、ガバナンスおよび社会・環境問題に関する事項を含む経営戦略および資本効率に関する方針等の情報について積極的かつ公平に開示します。
その他	当社には現在、女性の役員が1名います。管理職(課長)は3名います。なお、当社では専門職制度を導入しており、3名の管理職以外に、部長相当の女性専門職が2名、課長相当の女性専門職が8名います。 女性の積極採用と職域の拡大を進めるとともに、育児と仕事の両立を図れるよう各種制度を充実させて、働きやすい環境の整備を進めています。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、2006年5月度の取締役会において会社法に基づき当社および当社グループにおける「内部統制システム構築に関する基本方針」を制定し、本基本方針に基づき内部統制の強化を図っております。「内部統制システム構築に関する基本方針」につきましては、取締役会決議に基づき適宜改定を実施しております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

(1) 当社および連結子会社（以下、「グループ会社」という）は、社会倫理に従い法令を遵守し、すべての事業活動の場を通じて、株主・顧客・社員・地域社会・取引先との透明で公正な関係構築に向け、法令遵守および社会倫理に基づいた行動を企業活動の前提とする。また、役員・従業員が重視すべき「大切にすべき5つの価値（公正・透明・誠実・安全・共生）」および言語・習慣・文化的背景などの違いを越えて役員・従業員が遵守すべき「クリタグループ行動準則」を定め、日々の事業活動において法令遵守および社会倫理に基づいた行動を実践することを徹底する。さらに当社およびグループ会社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、同勢力からの不当な要求には断固として応じないことを徹底する。

(2) 当社は、取締役を委員長とするE & S (Environmental & Social) 委員会を設置すると同時に、同取締役を委員長とし、グループ会社の代表者を委員とするグループE & S委員会を設置する。本委員会において、コンプライアンス活動に関する活動方針・重点施策を定め、各本部およびグループ会社の部門委員会を通じて、全社員に展開する。また、活動状況および活動結果を定期的に取締役会に報告し、継続的にレベルアップを図っていく。本委員会委員長は、コンプライアンスに関する重大な問題、疑義が生じた場合、速やかに代表取締役社長に報告すると同時に是正措置、再発防止策を立案・実施する。代表取締役社長、もしくは本委員会委員長は、それらの状況について、適宜取締役会および監査役会に報告する。

(3) 代表取締役社長直轄の監査室を設置し、コンプライアンス活動に関する事項を含めた内部監査を実施する。

(4) 法令上疑義のある行為等に関して、当社およびグループ会社の社員が直接情報提供を行う仕組みとして、公益通報者保護規程を定め、併せてコンプライアンス相談室を設置する。また、公益通報窓口の運用状況は定期的に取締役会に報告し、当社およびグループ会社の経営の公正性、透明性の確保に努める。

(5) 当社は、当社およびグループ会社の財務報告を適正に行うため、金融商品取引法に則った「内部統制報告制度」を整備し、運用する。本制度の運用におけるモニタリング、改善勧告および改善支援は、監査室を責任部署として実施する。なお、「当社内の業務プロセス統制」、「連結子会社の全社的な視点からの決算・財務報告プロセス統制」に関するモニタリング、改善勧告・改善支援については、経営企画本部経理部がその一部を担うこととする。

(6) 当社は、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定められているコーポレートガバナンス・コードに対応するため、「コーポレートガバナンスに関する方針」を定め、当社およびグループ会社の透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定ならびに実効性の高い経営の監督の実現を目的としてコーポレートガバナンスを強化する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報は、取締役会で決議した文書規程および機密情報管理規程に基づき、文書または電磁的媒体により記録し、保存する。取締役および監査役は、必要に応じてこれらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 当社およびグループ会社に係るリスクの監視およびリスクマネジメントの推進は、経営企画本部長を担当役員として行う。経営企画本部長は、当社およびグループ会社のリスクの分析・評価を定期的に行うとともに、監視を継続し、その発生防止に努める。また、経営に重大な影響を及ぼすリスクが発生した場合は、経営企画本部長が対応の責任者と体制を立案し、代表取締役社長の承認を得て直ちに発令する。当該責任者は、速やかに対策を実行するとともに、リスクによる影響、是正の状況および再発防止策について、代表取締役社長および経営企画本部長に報告する。

(2) 重大なリスクの内、コンプライアンスに関するものはE & S委員会委員長を、安全衛生および災害に関するものは本部安全衛生委員会委員長を責任者とする。また、日常的な事業活動に直結したリスクへの対応は、各本部長を責任者として実施する。その他、品質、環境、情報セキュリティおよび輸出規制等日常的リスクへの対応は、それぞれの担当部署が実施する。

(3) 経営企画本部長、各委員会委員長、各本部長は、リスクマネジメントおよびコンプライアンス活動の推進状況を定期的に取締役会に報告するとともに、重大なリスクの発生、結果に関して適宜、取締役会および監査役会に報告する。

(4) リスクマネジメントの実施状況、改善状況のモニタリングは、監査室を責任部署として実施する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

次の経営管理体制・仕組みにより、取締役の職務執行の効率化を図る。

(1) 取締役会は、取締役および執行役員への委嘱業務、組織の責任者（部門長、支社・支店長以上の管理職）を定める。

(2) 取締役会は、長期ビジョン、中期経営計画および単年度事業計画を策定し、組織毎の目標・方針・重点施策を定める。また、連結および単体の目標に対する月次・四半期での業績管理を行う。

(3) 取締役会での決議を補完する意思決定の仕組みとして、経営会議および決裁・審査規程に基づく、決裁申請制度を設定する。

(4) 経営会議は、意思決定を行うとともに、取締役会の決議を迅速、かつ円滑に行うため、必要に応じて取締役会の決議事項の審査を行う。経営会議は、代表取締役社長、常務以上の取締役、経営企画本部長および代表取締役社長が指名する取締役・執行役員で構成し、原則月2回、必要に応じて臨時で開催する。また、経営会議では、当社およびグループ会社の経営に係わる事項の審議を行うとともに、目標の達成状況、方針・施策の展開状況を月次・四半期毎にチェックし、乖離に対する是正を各担当取締役および執行役員に指示する。また、監査役は、経営会議に出席することができる。

(5) 決裁・審査規程の制定、改廃は、取締役会で決議する。また、取締役および執行役員の日常業務を効率的に行うため、決裁・審査規程に準じる内規を定め、運用する。

5. 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

次の体制・仕組みにより、当社およびグループ会社における経営および業務の執行の適正化を図る。

(1) 当社およびグループ会社は、統一の策定大綱に基づく、中期経営計画および単年度事業計画を定める。

(2) グループ会社における経営全般の管理は、経営企画本部が行う。また、グループ会社毎に、当社の担当役員および主管部門を定め、中期経営計画、単年度事業計画に基づく業績の達成状況およびリスクマネジメントの状況を定期的に把握するとともに、指導を行う。

(3) グループ会社毎に、取締役会を設置するとともに、当社またはグループ会社より（非常勤）取締役および（非常勤）監査役を派遣し、経営、業績、決算およびリスクの監視を行う。また、グループとしての意思決定が必要な場合は、当社の経営会議で審議するとともに、当社の取締役会、経

営会議、もしくは当社の決裁・審査規程別表「7. 国内・海外関連企業に関する事項」に基づき意思決定を行う。

(4) グループ会社のコンプライアンスに関する取組みについては、本基本方針第1条第2項に記載のグループE & S委員会において方針を定め、具体策を実行する。また、グループとしての財務報告の信頼性を確保する体制に関しては、第1条第5項に記載の取組みの中で検討し、整備を図っていく。

(5) グループ会社は、経営、営業、製造、リスクマネジメント等の状況を月次または四半期等、定期的に当社へ報告する。

6. 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびにその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 当社の監査役会は、専任の補助者を設置することができる。専任の補助者を設置しない場合は、監査役は必要に応じて監査室所属の特定の社員に対して監査業務の補助を行うよう指示することができる。

(2) 前項の指示により監査役会の監査業務の補助を行う社員は、その範囲において取締役から独立して補助の職務を行う。また、当該社員の人事異動・人事評価等については、監査役の意見を尊重する。

(3) 監査役会の監査業務を補助する社員は、監査役に同行して、代表取締役や会計監査人と定期的に意見交換する場に参加することができる。

7. 当社およびグループ会社の取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

(1) 当社の取締役、執行役員および社員が適正に業務を執行していることが定期的に確認できるよう、監査役は取締役会への出席義務を有するとともに、経営会議およびE & S委員会等に出席できる。

(2) 当社の監査役は、文書規程、機密情報管理規程およびその他規程の定めにかかわらず、監査業務に必要な資料等を常時閲覧できる。

(3) 当社の取締役は、業務執行に関する重要事項について、取締役会、その他重要会議等を通じて適宜監査役または監査役会に報告する。

(4) 当社の執行役員、社員、グループ会社の取締役、監査役および社員は、法令および規程が定める事項に加え、コンプライアンス違反案件、係争案件、重大なリスクの発生、会計・決算に関する事項等について、当社の各主管部署に対して報告する。当該部署は、当社の執行役員、社員、グループ会社の取締役、監査役および社員から受けた報告内容を必要に応じて監査役または監査役会に対して報告する。また、監査役の求めに応じて必要な報告を行う。

(5) 当社は、前項に基づき、当社の各主管部署や監査役または監査役会へ報告した者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社の取締役、執行役員および社員、グループ会社の取締役および社員に周知徹底する。

8. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保する体制

(1) 監査役または監査役会と代表取締役社長との間で、定期的な意見交換会を開催する。

(2) 監査役会は、会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する基準を定め会計監査人候補者を指名する。当社およびグループ会社は会計監査人が高品質な監査を行うことができるように十分な監査時間を確保する。監査役、監査室および会計監査人は、相互に監査計画の確認および懸念事項を共有し、連携を図る。

(3) 監査役または監査役会は、必要に応じて監査室および監査法人と協議、意見交換を行う。

(4) 監査役会は、職務の執行上必要と認める費用について、あらかじめ予算を計上する。ただし、緊急または臨時に支出した費用については、事後、当社に請求することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除については上記「内部統制システム構築に関する基本方針」の、「1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制」に定めています。

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

クリタグループ情報開示方針

(1) 基本的な姿勢

当社および連結子会社（以下「クリタグループ」といい、当社単体の場合は「当社」といいます）は、株主を尊重した経営を志向し、クリタグループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主・投資家等との建設的な対話を促進すべく、各種法令および規則に従い公平かつ適時に情報開示を行うとともに、クリタグループへの理解促進に有効と思われる情報について積極的かつ公平に開示します。

(2) 対象となる情報と開示方法

1) 法定開示・適時開示

当社は、会社法および金融商品取引法等の情報開示に係る法令（以下、関係法令といいます）ならびに東京証券取引所の有価証券上場規程に定める会社情報の適時開示に関する規定（以下、適時開示規則といいます）を遵守し、情報開示を行います。適時開示規則の開示基準に該当する情報は、東京証券取引所の提供する適時開示情報伝達システム（TDnet）にて開示し、当社ウェブサイトにも速やかに掲載します。

2) 任意開示

関係法令および適時開示規則の開示基準に該当しない場合でも、投資者が投資判断をする上で有用と思われる情報は、TDnetまたは当社ウェブサイト等を通じて開示します。

3) 重要情報の取り扱い

当社は、金融商品取引法第二十七条の三十六（フェア・ディスクロージャー・ルール）を遵守し、未公表かつ投資者の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断した決定事実、発生事実および決算情報等（以下、重要情報といいます）を一部の株主・投資家等のみに開示することはありません。当社の役員または従業員が、意図せずに、重要情報を一部の株主・投資家等に伝達したと経営企画本部長が判断した場合、当該重要情報を速やかに公表します。ただし、伝達した情報が重要情報に該当するものの、速やかな公表が適切でないと判断した場合は、情報開示の公平性の確保に必要な措置を講じた上で、公表を行わないことがあります。

(3) 情報アクセスの公平性向上

当社は、株主、個人投資家、国内外の機関投資家、アナリスト等の情報アクセスの公平性向上を図るため、決算説明会等で使用した資料、質疑応答の要旨等は、可能な限り当社ウェブサイトに掲載するとともに、英文での情報開示の充実にも努めます。

(4) 情報管理および情報開示の体制

1) 情報の管理

クリタグループの重要情報の管理は、当社経営企画本部長が行います。経営企画本部長は、企画部、経理部、CSR・IR部の担当で構成されるIR・SR連絡会を設置し、定期的または必要に応じて情報を把握・集約するとともに、対話に必要な情報をスポークスパーソンに提供します。

2) 開示の決定

関係法令および適時開示規則の開示基準に該当する情報の開示時期および方法は取締役会で決定します。適時開示規則の開示基準に該当しない情報の開示時期および方法は経営企画本部長が決定します。経営企画本部長は、決定に際し、必要に応じて企画部長、経理部長、財務部長、CSR・IR部長および経営企画本部長が指名する者と協議します。

3) スポークスパーソンの特定

情報の正確性および開示の公平性を確保するため、当社のIR・SR活動は、取締役社長、経営企画本部長、CSR・IR部長、IR・SR専任担当者および経営企画本部長が指名する者をスポークスパーソンとして行います。

(5) 業績予想および将来予測に関する事項

当社は、業績予想および中期経営計画等の将来予測に関する情報を開示します。それらの情報は作成時点で入手可能な情報および合理的であると判断する一定の前提に基づき予測するため、実際の業績は予測と異なる結果になるリスクがあります。当社は、業績予想および将来予測に関する情報を開示する際には、前提となる条件および想定可能なリスクの開示にも努めます。

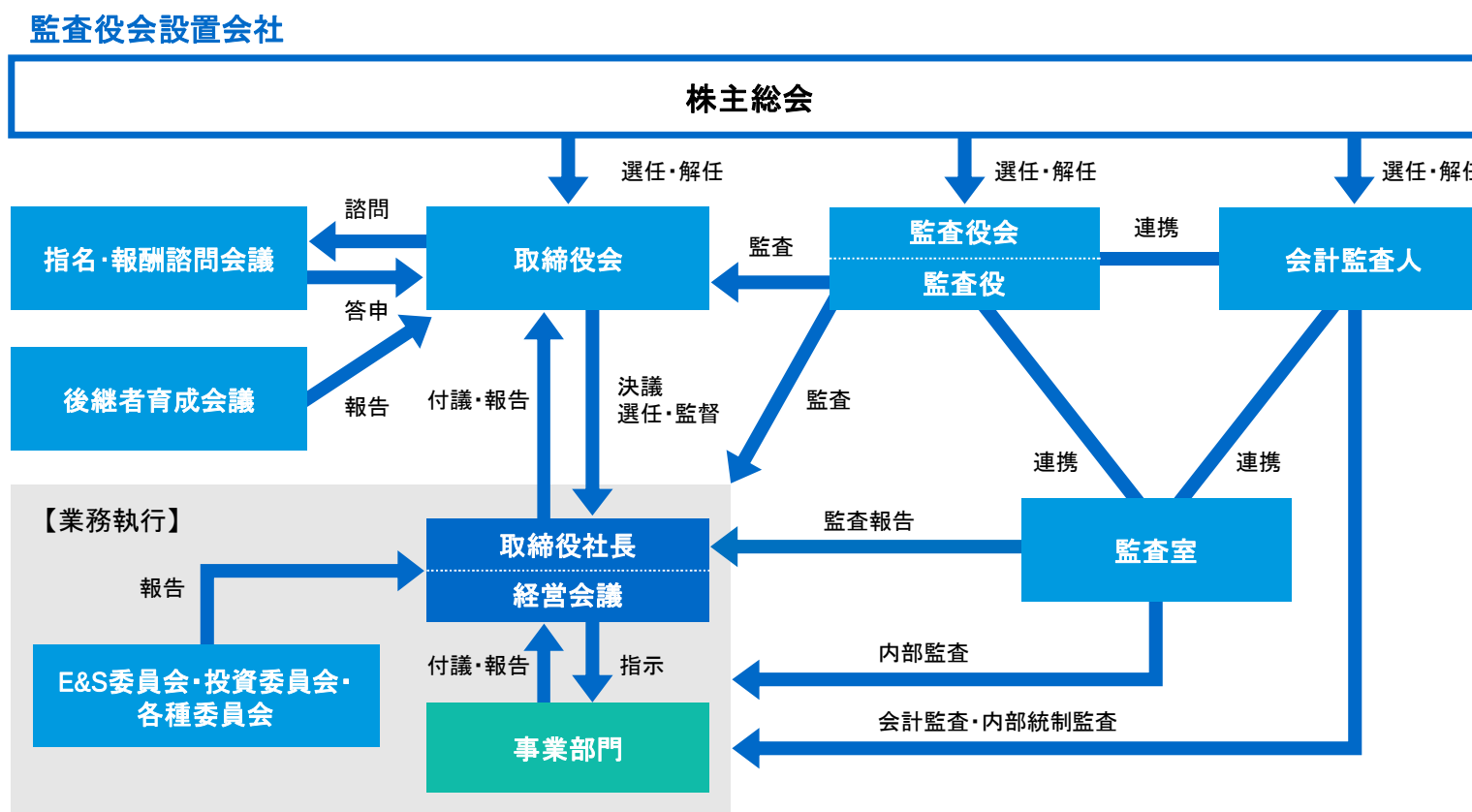
(6) 沈黙期間の設定

当社は、未公表の決算情報等の漏えいを防ぐため、決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間とし、この期間中は決算および業績見通しに関する質問への回答およびコメントは行いません。ただし、沈黙期間であっても、既に公表されている情報に関する質問には対応します。

(7) 市場の噂、業績予想に対する対応

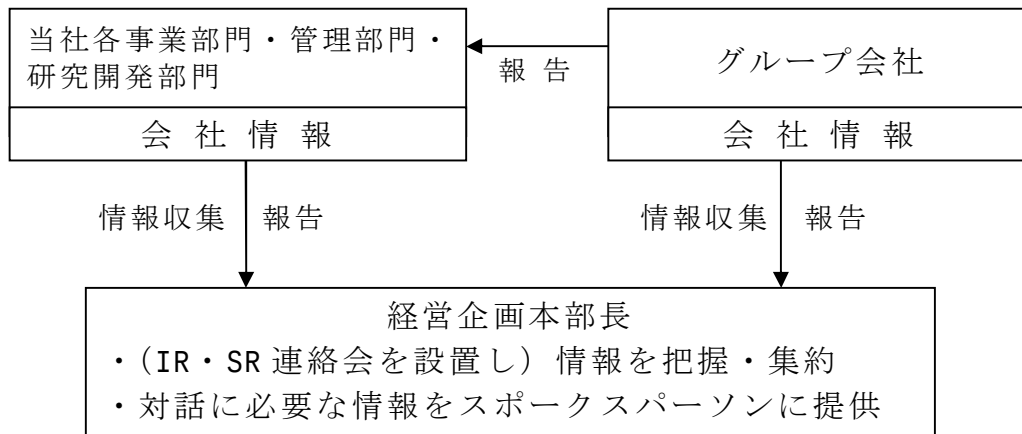
当社は、クリタグループに関する噂、当社以外の者による業績予想および評価に対するコメントは、原則として行いません。ただし、これらが当社の株価に大きな影響を及ぼすと認められる場合は、TDnetを通じて適切に情報を開示します。

コーポレートガバナンスの体制図

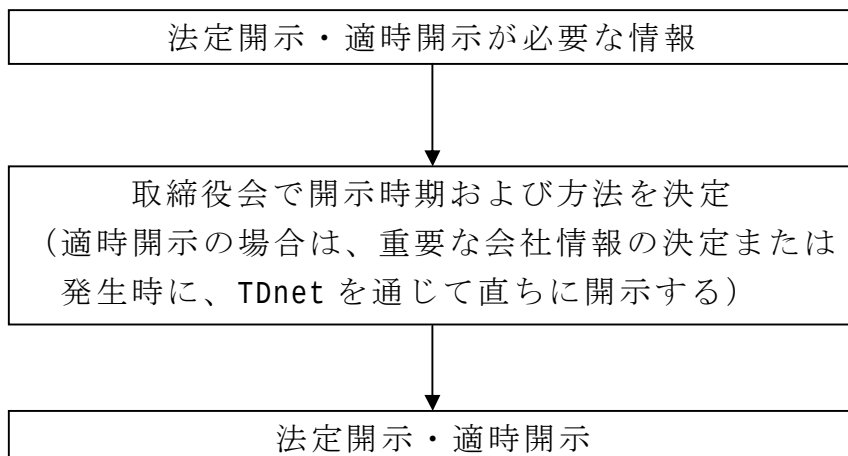


情 報 開 示 体 制

< 情報管理 >



< 法定開示・適時開示 >



< 任意開示 >

